\*\*裏面もあります
 令和7年度霧島市内教育・保育施設等一覧
 令和7年4月1日現在 ※備き欄についてはクラス表示になります

		施設		利田							※備考欄についてはクラス表示になります
地区	施設 区分	施設名	運営	利用定員	住所	電話番号	標準時間	短時間	延長保育 (標準時間の方)	受入 可能月齢	備考
		ひかりこども園	私	150	国分中央3-20-23	45-0532	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	施設にお尋 ねください	土曜日18時まで O歳児18時まで 預かり・延長・休日・一時(土曜日のみ)
		新光こども園	私	140	国分新町1-17-3	45-0397	7:00~18:00	8:00~17:00	-	施設にお尋 ねください	預かり
		まいづるこども園	私	75	国分上小川693-1	73-4154	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	4か月	O歳児18時まで 預かり・延長
		認定こども園はなぞの	私	120	国分府中町18-56	48-7546	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	3か月	預かり・延長
		なないろこども園	私	55	国分松木町19-14	48-7716	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~18:30	8か月	   O歳児は短時間での受入のみ 土曜日18時まで  預かり・延長
		認定こども園かとれあ	私	335	国分福島3-21-48	45-8030 (1・2号) 46-5552 (3号)	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~18:30	7か月	預かり・延長・送迎(3歳児以上希望者)
		認定こども園あおば幼稚園	私	200	国分新町1366	47-7811	7:00~18:00	8:00~17:00	18:00~19:00	7か月	預かり・延長・送迎(3歳児以上希望者)
		認定こども園カトリック国分幼稚園	私	93	国分中央3-13-18	45-0463	7:30~18:30	7:30~16:30	-	5か月	預かり・送迎(3歳児以上希望者)
		あかつき認定こども園	私	75	国分清水1-492-1	73-8711	7:00~18:00	8:00~17:00	18:00~19:00	7か月	預かり・延長・送迎 (3歳児以上希望者)
		国分海の風認定こども園	私	90	国分広瀬4-6-1	45-0301	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	施設にお尋 ねください	預かり・延長・支援セ
		浄光こども園	私	95	国分松木町1-34	45-0186	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	4か月	土曜日18時まで O歳児18時まで 預かり・延長・病後児
		認定こども園国分西	私	110	国分広瀬2-34-2	45-4224	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	3か月	預かり・延長
		認定こども園第1ドリーム保育園	私	79	国分清水1-25-45	46-0789	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	56日	預かり・延長
	認定こども園	認定こども園第2ドリーム保育園	私	56	国分清水1-25-1	46-0088	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	56日	預かり・延長・病後児
		国分こども園	私	95	国分名波町26-10	46-8811		8:30~16:30	18:00~19:00	施設にお尋 ねください	   土曜日18時まで O歳児18時まで
		みなと認定こども園	私	57	国分凑196	55-8074		8:00~16:00	18:00~19:00	るか月	預かり・延長・一時(土曜日のみ・在籍児のみ) 預かり・延長
		認定こども関さくら	私	70	国分野口東1-18	46-9805		8:00~16:00	18:00~19:00	3か月	預かり・延長
		きよみず認定こども園	私	120	国分清水1-507-1	56-8181		8:00~17:00	18:00~19:00	7か月	預かり・延長・送迎(3歳児以上希望者)
		しおんこども園	私	60	国分中央3-22-23	55-8575		8:00~17:00	18:00~18:30	施設にお尋ねください	預かり・延長
					国公邸口恶0.45				18:00~19:00	3か月	土曜日18時まで 預かり・延長・一時・支援セ・送迎(1号希望
国分		のぐち董夢園 	私	60	国分野口西9-45	73-3387	1.00~18.00	8:00~16:00	10.00/~ 19.00	るが月	預がり・延長・一時・文援で・透迎(1号布皇 者)
,,		認定こども園みらい	私	60	国分中央6-3-7	47-2312	7:15~18:15	8:30~16:30	18:15~19:00	4か月	土曜日18時まで O歳児18時15分まで 預かり・延長
		幼保連携型認定こども園 国分愛の園幼稚園	私	75	国分中央2-2-2	45-0753	7:30~18:30	8:00~16:00	18:30~19:00	6か月	預かり・延長・送迎(3歳児以上希望者)
		(仮称)なかよしこども園	私	48	国分野口町17-23	55-1842	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	6か月	土曜日8:00~17:30 預かり・延長
		(仮称)認定こども園 えがおのてんとうむし国分	私	45	国分福島3-52-10	55-8640	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00	2か月	預かり・延長 送迎(3歳児以上希望者・ナーサリースクール えがおのてんとうむし日当山からのみ)
		重久保育園	私	50	国分重久405-3	45-0088	7:15~18:15	8:45~16:45	18:15~19:00	3か月	延長
	保育園	敷根わらべ保育園	私	60	国分敷根895-1 (予定)	45-0509	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	56日	延長•一時
		下井保育園	私	80	国分下井1613	45-0508	7:00~18:00	8:45~16:45	18:00~19:00	56日	延長・一時
		もみの木保育園	私	18	国分福島2-25-9	46-0300	7:30~18:30	8:30~16:30	-	6か月	土曜日18時まで 入所対象児童:0~2歳児 連携施設:認定ことも園カトリック国分幼稚園 認定ことも園国分西
		認可保育園「さくらキッズ」	私	12	国分中央3-44-3	080-9055-8989	7:30~18:30	8:30~17:30	-	3か月	一時 入所対象児童: O~2歳児 連携施設:敷根わらべ保育園
	小規模	はなまる保育園	私	12	国分府中町18-56	55-8201	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	3か月	延長 入所対象児童:0~1歳児 連携施設:認定こども園はなその
	保育事業	ニチイキッズきりしま保育園	私	19	国分広瀬1-24-30 リーベンビル204	73-5260	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	578	延長・一時 入所対象児童: O~2歳 連携施設: 敷根わらべ保育園
		どれみ保育園	私	18	国分中央1-4-22	55-5155	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	2か月	延長・一時 入所対象児童: 0~2歳 連携施設: こどもの城 クローバー あかつき認定こども園
		きりしまサニーサイド保育園	私	19	国分中央5-13-74-6	73-6383	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00	56日	延長 入所対象児童:0~2歳 連携施設:認定こども園かとれあ
		竹の子幼稚園	私	175	国分広瀬2-15-42	45-6530			.0.00		預かり
	幼稚園	国分幼稚園	私	230	国分名波町26-10	45-0307	各園にお問い合わ	各園にお問い合わ	各圏にお問い合わせくだ		預かり
	一分 下記 (計)	第一幼児教育短期大学附属鹿	私	165	国分中央1-10-2	45-5769	せください。	せください。	さい。		預かり
	認定	児島第一幼稚園									土曜日18時まで
	ことも国	心悦愛児こども園	私	105	溝辺町崎森2705-3	58-2245		8:30~16:30	18:00~19:00	4か月	預かり・延長 土曜日18時まで
		白蓮保育園	私	20	溝辺町竹子866	59-2362		8:00~16:00	18:00~19:00	6か月	延長•一時
	保育園	高陵寺保育園	私	40	溝辺町有川498-7	59-2232	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	6か月	土曜日18時まで 延長・一時
溝		照明保育園	私	100	溝辺町麓2560	58-3005	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	施設にお尋 ねください	土曜日18時まで延長・支援セ
辺		鹿児島空港わらべ保育園	私	40	溝辺町麓833	64-1001	7:00~18:00	7:00~18:00	6:00~7:00 18:00~22:00	施設にお尋 ねください	〇歳児18時まで 延長・休日・一時
	小規模保育事業	集成保育園	私	19	滿辺町麓878-1	58-2578	7:30~18:00	8:00~16:00	18:00~18:30	6か月	土曜日18時まで 延長・一時 入所対象児童:0~2歳児 連携施設:宮内認定こども園 鹿児島空港わらべ保育園 高陵寺保育園・白蓮保育園
	幼稚園	陵南幼稚園	公	90	溝辺町麓1261-22	58-3100					

地区	施設 区分	施設名	運営	利用定員	住所	電話番号	標準時間	短時間	延長保育 (標準時間の方)	受入 可能月齢	備考
横		横川保育園	公	50	横川町中ノ976-1	72-1224	7:15~18:15	8:45~16:45	18:15~19:00	施設にお尋 ねください	延長•一時
Лì	保育園	安良保育園	私	50	横川町上ノ4503-1	73-2371	7:30~18:30	8:30~16:30	-	2か月	土曜日18時まで 一時・支援セ
	認定こども園	認定こども園高千穂幼稚園	私	40	牧園町高千穂3864-7	78-4125	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	施設にお尋 ねください	預かり・延長・一時・送迎(2歳児以上希望 者)
牧		牧園保育園	公	40	牧園町宿窪田330-4	76-0036	7:15~18:15	8:45~16:45	-	施設にお尋 ねください	一時
園	保育園	中津川保育園	公	40	牧園町上中津川30-1	77-2430	7:15~18:15	8:45~16:45	-	施設にお尋 ねください	一時
		高千穂わらべ保育園	私	30	牧園町高千穂3855-191	78-2705	7:15~18:15	8:45~16:45	18:15~19:00	4か月	延長・休日・一時
		きりしまこども園	私	65	霧島田口807	57-1482	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	施設にお尋 ねください	土曜日18時まで 預かり・延長・一時・支援セ
霧島	認定こども園	認定こども園すめら保育園	私	25	霧島田口2512-19	57-0527	7:30~18:30	9:00~17:00	-	3か月	預かり・一時
B		大窪保育園	私	60	霧島川北246-1	57-0202	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	3か月	土曜日18時まで 預かり・延長・一時・送迎(国分・隼人に居住 している児童)
		こどもの城 クローバー	私	115	隼人町内514-1	43-3672	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~20:00	3か月	土曜日18時まで 預かり・延長・病後児・一時・送迎(1号の み)
		隼人認定こども園	私	120	隼人町住吉971-2	42-0348	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	3か月	預かり・延長・病後児・一時・支援セ
	認定こども園	日当山総合こども園	私	270	隼人町東郷1-190	42-8000	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~18:30	6か月	土曜日18時まで O歳児は短時間での受入のみ 預かり・延長(短時間17時まで)・送迎(2歳 児以上希望者のみ)
		認定こども園あさひ幼稚園	私	85	隼人町内1215-11	43-3858	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~18:30	4か月	預かり・延長・送迎(3歳児以上希望者)
	CCOM	隼人ひまわりこども園	私	160	隼人町小田459-2	43-3703	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	12か月	預かり・延長・送迎(満3歳以上希望者)
		宮内認定こども園	私	124	隼人町神宮1-12-13	42-0171	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~18:30	7か月	土曜日18時まで 0歳児7:30~17:30 預かり・延長・一時
隼		みつぎ童夢園	私	125	隼人町見次1149-6	73-6501	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~20:00	3か月	土曜日18時まで 預かり・延長・病後児・一時・送迎(1号の み)
人		隼人高千穂こども園	私	66	隼人町真孝1015-4	55-8666	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	4か月	預かり・延長・一時
	保育園	松永保育園	私	50	隼人町松永1710	42-0608	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	4か月	土曜日18時まで 延長・一時
	PK13 E2	霧島りすの森保育園	私	39	隼人町真孝3135	73-3561	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	6か月	土曜日18時まで 延長
		みつぎちびっこ園	私	19	隼人町見次1073	42-1212	7:00~18:00	8:00~17:00	18:00~19:00	2か月	土曜日18時まで 延長・一時 入所対象児童:0~2歳児 連携施設: こどもの城 クローバー みつぎ菫夢園・のぐち童夢園
	小規模 保育事業	ナーサリースクール えがおのてんとうむし日当山	私	19	隼人町東郷1-55-1	73-6650	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00	3か月	土曜日7:30~18:30 延長 入所対象児童:0~2歳児 連携施設:日当山総合こども園 (仮称) 認定こども園えがおのてんと うむし国分
	幼稚園	富隈幼稚園	公	110	隼人町真孝301-1	42-0609					
福山	認定こども園	牧之原認定こども園	私	75	福山町福山4930-2	56-2867	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	3か月	預かり・延長・病後児・一時・支援セ

※記載内容は、今後変更となる場合があります。
※開所時間(延長保育を含む。)のうち、利用できる時間は、認定区分によって異なります。
※受入可能月齢は目安です。首がすわっているかなどお子様の状況にもよりますので、必ず施設にご確認ください。
〈預かり〉預かり保育:通常の利用時間以外で保育を行います。(対象:1号認定)
〈延長〉延長保育:通常の利用時間以外で保育を行います。(対象:2・3号認定)
〈一時予一時預かり:思婚葬祭、育児中のリフレッシュなど、保護者の事情で一時的に家庭での保育が困難になった場合、保育所などで一時的に保育を行います。
〈病後児〉病後児保育:病気の回復期にあるお子様を対象に、集団保育が困難で、保護者の事情により家庭で保育できない場合に、保育所などで一時的に保育を行います。
〈支援セ〉地域子育て支援センター:お子様と保護者がお互いに交流を行う場所を開設し、子育でについての相談などの子育で支援を行います。

### 認定の種類

対象と利用できる施設・事業	認定区分	対象年齢	申込先	
<b>幼稚園や認定こども園</b> での教育を希望する場合	1号認定 (いわゆる幼稚園児)	満3歳~5歳児	利用を希望する 幼稚園・認定こども園	
保護者の就労や疾病などの「保育の必要な理由」 があり、 <b>保育所や認定こども園等</b> での保育を希	2号認定 (いわゆる保育園児)	満3歳~5歳児	霧島市	
かめり、休 <b>月別や誠正ここも園寺</b> での保育を布望する場合	3号認定 (いわゆる保育園児)	〇歳~2歳児	務島印	

# 霧島市内認可外保育施設一覧

入所申込み、保育料などは、施設に直接確認をお願いします。

施設名	住所	電話番号	施設名	住所	電話番号
ミルキー教育学園	国分松木町30-3	47-0061	あおぞら日当山保育園※	隼人町松永一丁目236	73-4727
スマイルkidsこども園	隼人町姫城1048-1 サンステージ羽坂E号室	080-5808-4024	あおぞら新町保育園※	国分新町820-1	50-4707
里山のようちえん にじいろタペストリー	国分重久143	090-4471-6211	まほろ保育園ひろせ※	国分広瀬二丁目16-35	45-3540
ひより保育園※	国分新町二丁目15-5	48-5255	りぃべ保育園※	国分中央三丁目42-8	70-6541
みゆき保育園※	隼人町東郷一丁目219-2	73-4808	あおぞらひまわり保育園※	国分広瀬四丁目1159-1	71-0372
保育園にこ&はうす※	国分中央三丁目22-17	45-8545	国分ゆめぎ保育園※	国分上小川1555-10	55-1815
保育園にこ&はうす2※	国分中央三丁目26-8	56-8106	あおぞら隼人保育園※	隼人町内504-1	50-2759
あおぞら国分保育園※	国分中央四丁目2-28	50-1905	ひふみ保育園※	溝辺町麓二丁目34	56-8123
国分敬心保育園※	国分中央一丁目24-24	73-8535	てぃえら保育園※	隼人町真孝3243-1	73-3567

			令和	17年度 保育施設利用調整基準表	父親	母親			
				事 項	指数	指数			
				月22日以上	1 0	1 0			
				月20日以上	9	9			
				月18日以上	8	8			
		一月当たり	の勤務日数	月16日以上	7	7			
				月14日以上	6	6			
	就			月12日以上	5	5			
	労			月12日未満	4	4			
				月120時間以上	1 0	1 0			
				月100時間以上	9	9			
		一月当たりの	)勤務時間数	月80時間以上	8	8			
基				月60時間以上	7	7			
本				月48時間以上	6	6			
	就学				2 0	2 0			
点	求職中				7	7			
	出産(産	至前2か月及び産後	後2か月)			2 0			
	疾	疾病			2 0	2 0			
	病 等	障がい		帳等 1・2級及び療育手帳 A1・2	2 0	2 0			
	守		身体障害者手	帳等 3級以下及び療育手帳 B1・2	1 6	1 6			
	病	入院付添			2 0	2 0			
	人の	心身障がい者・			1 6	1 6			
	看		夏たきり・認知』 	定)	1 6	1 6			
	護等	一般療養在宅介			1 2	1 2			
	·	通院付添い(月	10日以上)		8	8			
	家庭の		ss 之 。	昏・行方不明・拘禁・その他)	2 0	2 0			
		生活保護世帯	化し・解別・木畑	第・11万个例・拘禁・その他) ※新規申	:1 m 7;	+ 2 5			
			7戸ゲルトスル光	※利	,	+ 1 0			
		サポープ DV 支援措置対		により、肌力の必要性が同い場合(日日都可必職を除く	)				
				扶養手当に該当する児童		+ 2 0 + 2			
				近後十三に成当りる九皇   産休明けで職場復帰する場合		+ 5			
				全体的ので職物後所する物品 希望保育施設に入所中		+ 1 5			
				布室休月旭設に八州中 で連携施設以外の保育施設に行く場合		+ 1 5			
	加	甲親の場合	、ならッ十四儿里	・ < エルケルに H メクハ ド・ / アト 日 ルビ HA(~ 1) \ 勿 口		+ 5			
	Ŋμ		ここで は ない こうしゅう こうしゅう かいま	世帯の児童(助成決定の通知の写しの提出がある場合)		+ 5			
	算	11 × 20/11 CE	り職場復帰する			+ 5			
	<del>기</del>		り片親が常時自	宅にいない(住民票上の別住所である、または、就労証	明書等	+ 2			
	きょうだいについて同一の保育施設の利用調整を行う場合								
		454 1 4 1 1 1 1 1 1	「を受けた教育・ 「・調理師・栄養	保育施設(公立幼稚園を除く)に勤務する場合(保育士 士) ※新規申	× • • • •	最優先			
	前年度の10月末までに申し込みがあり、待機児童である       5~6月         ただし、認可保育施設に既に入所している場合の転所希望は含まない       7~8月								
				月:4 ,7~8月:3 ,9~10月:2 ,11月~:1)	9~10月	+3 + 2			
					11月~	+ 1			
					合計指数				

申込書の「希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も検討しているため、利用調整に当たり、保育施設利用調整 基準表に基づく合計指数が下がっても良い。」を選択した場合は、基本点及び加算は O とする。

上	記	の	場	合	の	指	数
---	---	---	---	---	---	---	---

## 霧島市保育施設利用調整基準

- 1 新年度(一次利用調整・二次利用調整)における申込書の取扱いについて
  - (1) 新年度の入所申込期間内に必要書類を揃えて提出した者(「新年度申込者」という。)を優先 し、申込期間締切後の提出については、入所申込期間内提出者の入所施設が決定次第調整する。
    - ※ 入所申込期間内の受付順番は考慮しない。
  - (2) 保育施設の受入可能数を超える場合、次の優先順位で利用調整する。
    - ① 保護者が霧島市内の認可を受けた教育・保育施設(公立幼稚園を除く。)に勤務している場合及び新たに採用され勤務しようとする場合 (保育士・幼稚園教諭・看護師・調理員・栄養士)
    - ② 転所希望者 (きょうだいが在園する保育施設への転所等。)
    - ③ 新年度申込者 (霧島市への転入予定者も含む。) 転所希望者 (②に該当する者を除く。) ※同点となった場合は、新年度申込者を優先する。
    - ④ 市外新年度申込者(広域入所)
  - (3) 利用調整の各順位において、利用希望者が受入可能数を超える場合は、裏面「利用調整基準表」 により、保育の必要な事由等を点数化して利用調整を行う。
    - ※合計指数(裏面「利用調整基準表」参照)の高い方から、希望施設での調整を行う。
  - 注 一次利用調整…新年度の入所申込期間内に提出した者を対象に行う利用調整をいう。 二次利用調整…一次利用調整にて入所保留となり、再度の利用調整を希望する者を対象に行う利用調整をいう。 この調整においても入所保留となった場合は、2の取扱いとなる。
- 2 年度途中における申込書の取扱いについて
  - (1) 申込期限(入所希望月の2か月前の月末)までに必要書類を揃えて提出した者(「年度途中新規申込者」という。)を調整する。
  - (2) 保育施設の受入可能数を超える場合(待機が発生している場合)は、次の優先順位で利用調整する。
    - ※ 期限内の受付順番は考慮しない。
    - ① 保護者が霧島市内の認可を受けた教育・保育施設(公立幼稚園を除く。)に勤務している場合及び新たに採用され勤務しようとする場合 (保育士・幼稚園教諭・看護師・調理師・栄養士)
    - ② 年度途中新規申込者(①に該当する者を除く。) 転所希望者(きょうだいが在園する保育施設への転所等。) ※同点となった場合は、年度途中新規申込者を優先する。
    - ③ 転所希望者(②に該当する者を除く。)
    - ④ 市外年度途中新規申込者(広域入所)
  - (3) 利用調整の各順位において、利用希望者が受入可能数を超える場合は、裏面「利用調整基準表」により、保育の必要な事由等を点数化して利用調整を行う。
    - ※希望施設ごとに、合計指数(裏面「利用調整基準表」参照)の高い方から順次調整を行う。

災害復旧に当たっている世帯、又は特別な支援を要する世帯(虐待等)については、これらの取扱いに よらず最優先するものとする。

待リ 口

# 記入**例** · 地域型保育給付費等支給認定(2·3号認定)申請書兼利用申込書

-							
	令和	0	年	0	月	0	E

霧島市長 様

下記の同意事項に同意の上、	次のとおり、	施設型給付費	・地域型保育給付費に係	る支給認定を申請し、	下記利用希望施設~	への利用
を申し込みます。						

を申し込みます。	思い工、	ひのこす	つり、旭	<b>汉空</b> 和刊	貫・地域	以空休 目	和り負に	- 体の又i	神祕 足を	中雨し、	广市山木川	用布	一一一
【同意事項】 ① 霧島市が施設型給付	寸費・地	域型保育	育給付費	等の支給	認定に	必要な市	民税の情	青報(同一	世帯者	を含む)及	及び世帯	情報等を	閲覧する
こと。 ② ①の情報 <b>心猫</b> 半	へ/ J ボ 4	<b>ないが器</b>	身赴任等	でよれり	一件配台	大ス・担ぐ	F	育施設等(	に対して	提示する	ること。		
③ 4月から こと。 <b>体験</b>		-	があるだ				ilo.	引を要す.	るために	当年度末	<b>卡に認定</b>	される場	合がある
保護者 (申請者) 住所	霧島市	国分中	央三丁目	145番1	<b>3</b> 00'	アパート	101号	室					
保護者(申請者)氏名	1	霧島	· 花	7		j	車絡先	父 母 ( )	090 090	_	0000 \( \triangle \( \triangle \( \triangle \)		000 \( \triangle \( \triangle \( \triangle \)
上記の申請及び個人番	号の提信	共は下記	の者に委	任しまっ	ナ。 ※ほ	R護者(申	ままます と	上同一世存	帯でない	者が申請う	手続きを行	亍う場合!	こ記載が必要
代理人氏名				(続柄		) 代理	里人住所						
			ふりがな	È .				生年月日	7			齢	障がい者
申 請 に 係 る 小学校就学前子ども			氏 名 <b>しま し</b>	゛ ゔゔゔ				工十八ト	-		令和6年4	月1日現在	手帳の有無
【申請児童】				悠	平成令和			年 12	月 4	日生	1	歳	有無
個人番号 (マイナンバー)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	_1	1	1	
①利用を希望する期間、		る施設4					□ 令和	<u> </u>	年		月	日月	<b>まで</b>
利用を希望する期間	,	令和 <b>7</b>		月 1	日		▼ 卒園	園まで利		(小学校회	就学前ま	で)	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			利	用曜日				T T					間を含む。)
		月	曜日か	16 <b>f</b>	金曜	目まで	父母	-	時間 ——時間	40 分 <b>20</b> 分	・ 復 ・ 復		間 30分間 30分
3 #1 1 # /I * V ** F		<b>人</b> 保育	育標準時	間(1日2	<u>あたり11</u>	時間保育				間(1日)			
希望する保育必要量										えない場			
			希望加	施設名				希望施	設の見	学状況等		所在地 (市外	ト施設を希望の場合
	第1希	望		OO保 <sup>·</sup>	育園		□見学績	□見学済み □見学予定 <b>▼</b> 兄			妹入所中		市・区 町・村
	第2希	5望	$\triangle$	△認定ご	定こども園 🗹			斉み □見	見学予定	市・日本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
	第3希	· 望	認定	きこども	· 園 🗆 🗆	]	□見学績	斉み ✓	見学予定	□兄弟姉	妹入所中		市・区
2 841205			-				 所調整が	不可能で	ある際の	)入所調整	を方法の参	<u> </u>  考となり	町・村 ます。)
②は1名の場	台は記	八个安		る兄弟姉	妹がいる	る場合に	記入し、	意向は	兄弟姉妹	で揃えて	てくださ	い。	
□ 同時に同じ施設を	利用でき	る場合の	のみ利用	を希望す	<sup>-</sup> る。	□ 同時	寺なら別	々の施設	とになって	ても構わ	ない。		
□ 同時に入園できない		-		-									
✓ その他 ( 一番下の	子が入	園できな	い場合は	ま、上の	子が第1	希望で入	れたと	しても利	用調整は	ま必要な(	, I.		)
③現在の保育状況 	□ 如##	たなぶつ、	アルフ			45	— <del>1</del> 97	J. 🗆	祖父		D/W (		
			ている				□ 祖#		祖义	□ その	ク他 (		
状況確認			れて行っ  可外保育				□ 父 歩 型 夕	)		0	∩±£IBī€		
	✓ 記り		リクト1木月	他政に	貝りてい	<u>ව</u>	施設名	(		00	<b>○託児所</b>		
												重元	 iiへ続く
												表 臣	J 7/19/L \
※霧島市記入欄										受付	寸年月日		
支給	認定番	号				利用	決定施設	л Х					
46218													
システム								児童の	の性別	7			

区	子ども	ふりカ	な					個人番	:号(マ/	イナンバー	.)	障害者手		1
分	との 続柄	氏	名		生年	月日		耶	職業又は	学校等		帳の有無 ※	別居の場合	1
同		きりしま	たろう	昭和	60 年	12 月	12 🛭	2 2 2 2 職業・学校・未就学の	2 2 2	2 2 2 2	2 2	有 (無)	■単身赴任 □その他	
住	父	霧島	太郎	平成					会社	Ą			( )	
所又		1月1日の住所地	令和6年⇒ □	霧島市	市外	(熊本	「県熊本i	<b>う</b> ) 令和7:	年→ 🗌	霧島市 🗸	市外	( 熊本県	!熊本市 )	
は 同		きりしま	はなこ	昭和				3 3 3 3	3 3	3 3 3 3	3 3		□単身赴任	
一 世	母	霧島	花子	平成	60 年	12 月	1 =	職業・子仪・木菓子○	会社	:員		有 (無)	□その他 ( )	
帯の		1月1日の住所地	令和6年⇒ □	霧島市	市外	(熊本	·県熊本i	<b>节</b> ) 令和7:	年⇒ 🔽	霧島市 🗆	市外	( 熊本県	熊本市 )	
状況 (申	兄	きょうだいの 未就学児で入	「職業又は学 听中の施設が					-	合は入所中の	4   4   4   4 <sup>の施設名等</sup> こども園	4 4	有·無	□学生 □その他 ( )	個人番号確
込	<u> </u>	1月1日の住所地	令和6年⇒ □	霧島市	市外	(熊本	·県熊本i	<b>节</b> ) 和7:	年→ □	霧島市 🗹	市外	( 熊本県	! (熊本市 )	確
童		きりしま	さぶろう	昭和				5 5 5 5	5 5	5 5 5 5	5 5		□学生	認
申込児童を除く)	弟	霧島	三郎	平成令和	5 年	5 月	8 =	職業・学校・未就学る	未就	_		有·無	□その他 ( )	
		1月1日の住所地	令和6年⇒ □	霧島市	市外	(熊本	·県熊本i	<del>-                                    </del>	1 1 1	霧島市 🔽		( 熊本県	熊本市 )	
		きりしま	さくぞう	昭和	<b>30</b> 5		<b>0</b> ⊢	6 6 6 6 藤葉・学校・未堂学の	0 6 6	6 6 6 6	6 6	± (=	□学生	本
	祖父	霧島	作蔵	平成 令和		12 月	8 🗏	HANN TO NAME 1	無			有·無)	□その他 ( )	人確認
-		1月1日の住所地	令和6年⇒ ▼	霧島市	□市外	(		) 令和7		霧島市 🗆	1,1.2	(	)	_
		きりしま	うめこ	昭和	30 F	• =	<b>0.1</b> =	7 7 7 7	7 7	7 7 7 7	7 7	<b>(</b> 有). 無	□学生 □その他	
	祖母	霧島	梅子	平成 令和	32 年	1 月	21 🗏		無			有). 無	( )	
		1月1日の住所地	令和6年⇒ 🔽	霧島市	□ 市外	(		) 令和7	年 → 🔽	霧島市 🗆	市外	/(	)	
				昭和 平成 令和		「有」の	場合は、	手帳等の	写しを潜	を付してく	ださい	•	□学生 □その他 ( )	
		1月1日の住所地	令和6年⇒ □	霧島市	□ 市外	(		) 令和7	年→ 🗌	霧島市 🗆	市外	(	)	
	家庭	至の状況	ロひとり	) 親家庭で	である	□生	活保護を	受給してい	る	□ いず:	れにも	該当しない		

- ※ 障がい者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に加え特別児童扶養手当受給証明書、障害基礎年金資格者 証を含みます。該当する方がいる場合は、手帳または資格者証の写しの添付をお願いします。
- ◆下記項目にチェックした場合、利用調整指数が<u>**0点</u>になります。ただし、0点の場合でも希望する保育施設の受入数によっては入所が決定することがあります。やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。</u>**
- ※通常の利用調整指数に戻したい場合は必ずご連絡ください。
- ☑ 希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も検討しているため、利用調整に当たり、保育施設利用調整基準表に基づく合計指数が下がっても良い。

## ●保育所等利用申込に関する確認事項

- 1.申請書等に記載した内容を、施設型給付・地域型保育給付の認定及び支給に関する情報として必要と認められる場合または、利用調整に必要と認められる場合に、施設・事業者に情報提供する場合があります。また、個人に関する情報を除き、調整内容(指数等)について市民等に情報提供することがあります。
- 2. 育児休業からの復帰に伴う申込の場合、入所日から1か月以内(ならし保育を勘案)に職場復帰する必要があります。職場復帰後は速やかに復職証明書を子育て支援課へご提出ください。
- 3. 利用申込書は表面の右上に記載してある年度のみ有効となりますので、待機として引き続き次年度も利用を希望する施設の利用調整対象となるためには、改めて申込みが必要です。(例年11月から次年度の申込が開始されます。)
- 4. 保育料は、保護者の市民税の合計額を基に算定しますが、祖父母と同居している場合、祖父母も算定の対象となる場合があります。
- 5. 保育所等利用申込補助票の記入内容と実際の児童の状態に違いがあり、施設が児童に対して特別な職員配置を必要と判断した場合、利用調整結果をお知らせした後であっても施設の職員配置の都合上、入所できない場合があります。

## 上記内容を確認し、必ず保護者氏名をお書きください。

# 保護者氏名

※保護者全員が上記内容を確認した上で、代表者の方が自署してください。